

埼玉県スポーツ振興のまちづくり推進会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、「埼玉県スポーツ振興のまちづくり推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、県と市町村、スポーツ関係団体、事業者及び県民が連携・協力して、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することによって、県民の健康及び福祉の増進に資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) スポーツに親しむ「機会」づくりに関すること。
- (2) スポーツの「場」の拡充に関すること。
- (3) その他スポーツ振興のまちづくりを推進するための連携・協力に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

2 会長は、必要があると認めるときは、本会議を構成する団体等を追加することができる。

(役員)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、埼玉県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、埼玉州市長会及び埼玉県町村会から推薦を受けた者、並びに埼玉県教育委員会教育長とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成団体以外の団体、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 推進会議には、その円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の公開)

第7条の2 推進会議及び部会は、公開とする。ただし、出席した者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を埼玉県県民生活部スポーツ振興課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月28日から施行する。

(見直し)

2 この要綱は、施行の日から3年以内に、推進会議の実績等の検証を行い、見直しを図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。